

大 個 審 第 3 6 号
(答 申 第 1 9 6 号)
平成 2 0 年 9 月 1 8 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会 長 市川 正人

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成 2 0 年 9 月 1 6 日付け産技研第 2 4 1 7 号で諮問のありました「防犯カメラによる個人情報の収集等」に係る大阪府個人情報保護条例(以下「条例」という。)第 7 条第 3 項第 7 号に規定する個人情報の本人収集の原則に対する例外事項及び条例第 8 条 1 項第 9 号に規定する個人情報の目的外利用及び提供の禁止の原則に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、本件収集及び提供に関して例外事項に該当するものとして取り扱って差し支えないものと認めましたので、答申します。

記

- 1 防犯カメラの設置及びこれにより個人情報を収集することについて、ホームページ等により広く周知するとともに、来所者及び職員に対し、所内における紙面の掲示や口頭による通知等の方法により、十分周知すること。
- 2 本件において収集した個人情報の管理に関しては、防犯カメラの管理要綱において、管理責任者、個人情報取扱者、保管場所及び保管期間等について明記し、漏えい・流出等が起こらないよう十分留意するとともに、当該情報を保有する必要がなくなったときは確実かつ速やかに廃棄又は消去すること。
- 3 本件において収集した個人情報を第三者へ提供することについて、防犯カメラの管理要綱等において、提供先及び提供することができる場合をあらかじめ明記し、厳格に運用すること。
- 4 本件において収集した個人情報の利用は、本件諮問の内容の範囲内に限定すること。
- 5 今後、当審議会の答申において承認した箇所以外に防犯カメラを設置し、個人情報の収集を行う場合は、あらかじめ審議会に諮問すること。